

## 神奈川県立小田原養護学校湯河原分教室スクールバス運行業務委託仕様書

### 1 件名

神奈川県立小田原養護学校湯河原分教室スクールバス運行業務委託

### 2 委託台数

2台（バス1台につき運転員1名及び介助員2名が乗車）

### 3 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで（運行開始日 令和3年4月1日）

### 4 運行に供するバスの仕様

運行に供するバスは新車であり、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日神奈川県条例第35号）で規定する粒子状物質の排出基準に適合する車両（DPF装着車を除く）であることのほか、別添「仕様書（車両編）」によるものとする。

なお、万が一運行開始時までに納車が間に合わない場合には別途学校と協議のうえ、本校児童生徒を送迎できるよう、受注者の責任において代車等の代替措置をとるものとする。

### 5 委託業務の内容

(1) 令和3年4月1日以降の神奈川県立小田原養護学校児童生徒及び付添人の送迎

(2) 休日及び休業期間中の学校行事等にかかる利用並びに校外学習等中間利用時の児童生徒及び付添人の送迎

(3) 運行ルートを試走等事前準備（新年度開始前の期間中、学校が指定した日）

なお、(1)及び(3)の詳細については別添「仕様書（運行編）」によるものとする。

### 6 委託契約に含まれる費用等

(1) 車両調達費用

車両購入及び改造等に要する費用は、令和3年4月1日以降の8年間で各年度均等額を償却する。

(2) 燃料代

(3) 車検・定期点検、日常点検及びこれらに要する一切の費用

(4) 修理代及び受注者の原因に基づく改修が必要となる場合の改修費

(5) 運行に必要な関係官署の許可等の取得に要する費用

(6) 任意保険及び車両保険料

(7) 運転員・介助員の雇用及びこれに伴う一切の費用

(8) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用

(9) 電子メールの送受信可能な連絡用携帯電話の設置及び運用経費

(10) 介助員の業務に必要な消耗品に係る業務

### 7 環境に対する配慮

(1) 急発進、急加速をしないこと。

(2) タイヤの空気圧を定期的を確認すること。

(3) アイドリング・ストップに努めること。ただし、児童生徒の送迎中は、その体調に影響を与えることのないよう配慮すること。

## 8 契約の相手方として必要となる条件

- (1) 道路運送法(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号)に規定する「特定旅客自動車運送事業の許可」に基づき本件委託事業を履行できること。
- (2) 障害のある児童生徒及び付添人の送迎に必要な装備を備えた車両を提供できること。  
(別添「仕様書(車両編)参照」)
- (3) 障害のある児童生徒への介助業務が実施できる態勢であること。(別添「仕様書(介助業務編)」参照)
- (4) (1)記載の国土交通省の許可のほか、運行を行う上で必要となる法規上の諸手続きを行えること。
- (5) 故障及び事故等で運行が不可能となった場合、迅速に代替輸送が行えること。
- (6) 学校が指定する場所で乗降することができること。
- (7) 障害のある児童生徒が利用することに配慮して、スクールバス等を安全に運行できること。
- (8) 運転員の業務履行状況が不適切であると認められる場合、学校長は受注者に対して業務改善を指示することができること。  
受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、学校長は受注者に対して運転員の交代を求めることができること。

以上

# 仕様書(運行編)

## 1 年間運行予定日数(2台共通)

### (1) 授業日の登下校における児童生徒等の送迎

登校便運行日数	210日以内
平常日課での運行日数	120日程度
短縮日課での運行日数	20日程度
小中学部特設便での運行日数	70日程度
(うち、中学部高等部特設便での運行日数 20日程度)	

### (2) 授業日の中間利用における児童生徒等の送迎 60日以内

中間利用とは、児童生徒等が校外学習、特別活動及び課外活動として校外の諸施設を利用する際に学校から片道25km程度の範囲で送迎を行うことをいう。ただし、遠足等(年間5回程度)の場合は片道50km程度の範囲を運行する。

### (3) 授業日以外(長期休業期間中を含む)における児童生徒等の送迎 30日程度

ただし、登校便1便・下校便1便のみとする。

### (4) 運行ルートの試走等事前準備(令和2年度のみ) 2日程度

## 2 運行スケジュール(標準モデル:2台共通)

### ①登校便(年間210日以内)

	第1バス ポイント発	学校着
奥湯河原 方面	8:20	9:10
真鶴方面	8:20	9:10

### ②平常下校便(年間120日程度)

	学校発	最終バス ポイント着
奥湯河原 方面	14:40	15:30
真鶴方面	14:40	15:30

### ③短縮下校便(年間20日程度)

	学校発	最終バス ポイント着
奥湯河原 方面	11:30	12:20
真鶴方面	11:30	12:20

### ④小中特設便(年間70日程度)

	学校発	最終バス ポイント着
奥湯河原 方面	13:30	14:20
真鶴方面	13:30	14:20

### ⑤中高特設便(年間20日程度)

	学校発	最終バス ポイント着
奥湯河原 方面	15:00	15:50
真鶴方面	15:00	15:50

## 3 コース別運行ルート

### (1) 奥湯河原方面コース(片道12.3km程度)

登校便は、第1バスポイント(奥湯河原バス停付近)を起点とし、湯河原町内のバスポイント(8箇所程度)を経て小田原養護学校湯河原分教室を終点とするルートとする。

下校便は、原則として登校便の逆ルートを走行する。

### (2) 真鶴方面コース(片道13.8km程度)

登校便は第1バスポイント(石名坂バス停付近)を起点とし、真鶴町内のバスポイント(9箇所程度)を経て、小田原養護学校湯河原分教室を終点とするルートとする。

下校便は、原則として登校便の逆ルートを走行する。

- (3) 降車地点に当該児童生徒の保護者が不在で引き渡せない場合は、最終バスポイント後、学校へ戻るものとする。(保護者の降車立会が不要の場合を除く)。

#### 4 特記事項

- (1) バスポイント及び運行ルートについては、走行距離及び運行時間が同程度となる範囲で年度ごとに見直すこととする。
- (2) 登校後のバスは、原則、校内駐車不可とする。

以上

## 仕様書(介助業務編)2台共通

### 1 業務の概要

神奈川県立小田原養護学校湯河原分教室(以下「湯河原分教室」という。)の児童・生徒が、安全かつ確実にスクールバスで登下校できるよう介助業務を行う介助員をスクールバスに乗務させる。

### 2 配置人数

介助員は各車両2名の乗務とする。

### 3 対象となる運行範囲

スクールバスによる児童・生徒の登下校時(長期休業期間中含む)を対象とし、中間利用時は介助業務を要しないものとする。

介助業務は、第1バスポイント又は湯河原分教室において保護者等又は学校職員から児童・生徒を引き受けた時に始まり、湯河原分教室又は最終バスポイントにおいて学校職員又は保護者等に児童・生徒を引き渡すまでとする。

### 4 業務内容

#### (1) 乗降補助

- ア 乗車地点で保護者等又は学校職員から引き受けた児童・生徒を安全かつ円滑にスクールバスに乗車させ、所定の座席に誘導し着席させる。
- イ 降車地点で児童・生徒を安全かつ円滑にスクールバスから降車させ、保護者等又は学校職員に引き渡す。
- ウ 車椅子乗降用スロープの設置及び格納、並びに車椅子の車両床面への固定を行う。
- エ 児童・生徒が着席するまでの間又は児童・生徒が座席から離れて降車するまでの間に介助が必要な場合は、原則として保護者又は学校職員が対応するが、その際介助員は、当該保護者等又は学校職員を補助する。
- オ その他、児童生徒の身体介助等、介助員の補助が必要なことが生じた場合は、学校とその都度協議して決定する。

#### (2) 車内での安全確保

- ア 児童・生徒の着席後にシートベルトの着用を確認する。その際、自分で装着できない児童・生徒については介助員が装着する。
- イ 走行中に児童・生徒がシートベルトを解除しないよう目を配り、解除した場合は介助員が速やかに装着する。
- ウ 走行中に車椅子が固定されているか目を配り、固定されていない場合は介助員が速やかに固定する。
- エ 胸ベルト及び特殊なカーシート等を使用して、児童・生徒の着座姿勢を安定させる作業については保護者等又は学校職員が行うが、その際介助員は、当該保護者等又は学校職員を補助する。

#### (3) 車内介助

- ア 児童・生徒の体調の変化に目を配り、異常があれば速やかに学校に連絡し、指示に基づき対応する。
- イ 児童・生徒による他傷行為並びに失禁、嘔吐、よだれ等児童・生徒が不快と思われる状態を除去する。
- ウ 車内の温度・湿度に留意し、必要に応じて冷暖房装置及び加湿器等を調節するなど車内

の温度・湿度管理を行う。

エ 乗車中の着座姿勢に注意を要する児童・生徒について常に適正な体位がとれているか目配りし、必要に応じて着座姿勢を変えるなどの対応を行う。

#### (4) 乗降管理

ア 乗降した児童・生徒を確認し、学校が指定する様式に記録する。

イ 降車地点で降車した児童・生徒をその保護者等に引き渡す(保護者等の降車立会が不要の場合を除く)。

ウ 降車地点に当該児童・生徒の保護者等が不在の場合は、学校に連絡のうえ、指定の場所(学校等)で保護者等に引き渡す(保護者等の降車立会が不要の場合を除く)。

#### (5) 車内整備

ア 児童・生徒の降車後に忘れ物がないか確認する。

イ 車内の整理整頓を心がけるとともに日常的に車内清掃を実施し、常に車内を清潔に保つ。

ウ 児童・生徒の失禁・嘔吐等により車内が汚れた場合には、速やかに清掃を実施する。

#### (6) 災害時の対応

運行時に災害が発生した場合は速やかに学校と連絡を取り、その指示の下運転手と協力して児童・生徒の安全に努める。

緊急を要する場合には、まず児童・生徒の安全確保を第一に考え、運転手と協力して対応することを優先する。

### 5 情報提供、連絡及び報告

介助員は、保護者等及び学校職員から児童・生徒の介助に必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき介助業務を実施する。

介助員は、必要に応じてスクールバス乗車中の児童・生徒の状況について保護者等及び学校職員に報告する。また介助員は、緊急時など学校が定める事態が発生した場合、直ちに学校へ連絡をする。

介助員は、介助業務に関して書面による報告を求められた場合、速やかに対応しなければならない。

### 6 配置状況の事前報告

受注者は、介助員の氏名、生年月日、経歴等を書面により学校長に報告し、また、指定する期間ごとに、介助員の乗務計画を書面により学校長に提出する。

### 7 秘密の保持

介助員は、児童・生徒、保護者及び学校等に関する業務上知り得た秘密について第三者に漏らしてはならない。

### 8 指導・啓発

受注者は、介助員が安全、確実かつ円滑に業務を履行するよう指導するとともに、学校が開催する業務研修会等に介助員を参加させなければならない。

### 9 業務改善の指示等

介助員の業務履行状況が不適切であると認められる場合、学校長は受注者に対し業務改善を指示できる。

受注者に業務改善を指示してもなお不適切な業務実態と認められる場合、学校長は受託者に対して介助員の交代を求めることができる。

以上

## 仕様書(車両編)2台共通

### 1 車両

- (1) 車種は中型バスとし、ツーステップバスとすること。
- (2) 車両の全長は8,990mm、全幅2,300mm以上とすること。
- (3) 乗降口は車両の左側前方及び左側中央部の2箇所とし、車両左側中央部の乗降口には電動車椅子の乗降が可能なスロープを装備すること。
- (4) 国土交通省認定の最新排出ガス規制に適合していること。
- (5) ボディ塗装は学校と打合せて決定すること。
- (6) 前後部に『神奈川県立小田原養護学校スクールバス』の表示等、学校の指示するよう表示すること。
- (7) 側面に運行コース名を表示するための付け替え式(差し込み式等)表示板(A4サイズ以上)を4箇所、行先表示板を2箇所を設置すること。
- (8) 側面に広報スペースを表示するための付け替え式(差し込み式等)表示板(120×40cmサイズ程度以上)を1箇所設置すること。

### 2 装備

- (1) 車いす固定装置(レール等)
- (2) 補助ステップ取付け
- (3) 携帯電話(緊急地震速報の受信が可能な設定ができ、かつGPS機能付き)
- (4) 手すり(天井、乗降口)
- (5) 網棚
- (6) 足台(3個程度)
- (7) チャイルドシート(取り外す後は学校管理)
- (8) AED
- (9) 温度計、湿度計、デジタル時計(文字が大型のもの)
- (10) AC100V電源(コンセント1200W相当)2か所以上設置
- (11) 空気清浄機能付加湿器
- (12) オーディオセット(アナウンス用マイク、AM・FMラジオ、CDプレーヤー、DVDプレーヤー、TVモニター、地上デジタルチューナー)
- (13) ドライブレコーダー
- (14) エアコン(噴出し口は開閉式、方向が変えられるもので、児童生徒が直接触れることができないよう安全対策を施すこと。)
- (15) 表示灯(ドア開閉時の「乗降中」、緊急時の「SOS」を点灯)
- (16) 身障者用である旨のマーク及びスクールバスマーク
- (17) 冬用タイヤ
- (18) その他細部については、別途学校と協議すること。

### 3 内装

- (1) リクライニングシート設置(スリット、防水性があり、滑りにくく汚れの落ちやすい素材)  
座席 21 席(1人掛け×1席、2人掛け×10 席) + 最後部5席 + 車いすスペース3台分  
=29 席+乗務員
- (2) 全席シートベルト及び胸ベルトの設置(固定具としてマジックテープを設置)  
※ただし構造上、設置が困難な場合を除く
- (3) 跳ね上げ式のひじ掛け(最後部のシートを除く)
- (4) 最後部を除く座席背もたれには胸ベルト等が通る程度のスリットを左右に入れること。また、背面にマジックテープ等固定具を取り付け、胸ベルト等が固定できること。(代替物でも可とする。)
- (5) 最後部を除くすべての座席にリクライニング機能
- (6) 握り手(座席の通路側及び後部)
- (7) フック(座席を間仕切りで隠せるように、壁と天井)
- (8) 運転席後部 仕切り版
- (9) 乗降口、通路等に雨天時でも滑りにくい転倒防止素材又は加工をした素材を使用
- (10) カードフォルダ(座席上部)

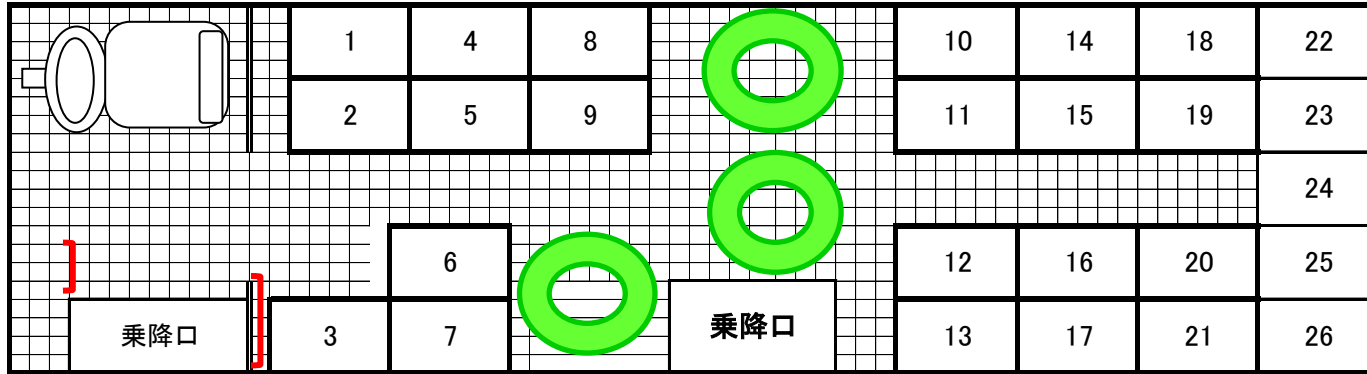
### 4 窓

- (1) 左右2分割開閉式、または上部引き違い下部固定。(下部は児童生徒がむやみに開閉できないよう配慮すること)
- (2) 紫外線防止フィルム及び飛散防止フィルム貼付
- (3) 段階調節ができるロールスクリーン(構造上困難な場合は、引き違い防炎カーテン設置)

※装備等について、構造上困難な場合は、協議するものとする。

座席レイアウト図 小田原養護学校 中型バス 2台共通

○ …車いす  
 ] …手すり



[座席背面図]



- 固定シート26席
- 固定シート全席にシートベルト、胸ベルト設置  
(構造上設置困難な場合を除く)
- 固定シート1～21にスリット、マジックテープ等固定具設置

※座席レイアウト等について、構造上困難な場合は、協議するものとする